気仙沼市	入沢	建物	七三番四		
気仙沼市	入沢	建物	一〇六八番		
気仙沼市	入沢	建物	一〇四七番		
気仙沼市	入沢	建物	九三番四		
気仙沼市	八日町二丁目	建物	三一番一の四		
気仙沼市	浜町一丁目	建物	一八七番五		
気仙沼市	芳ノ口	建物	五九番三		
気仙沼市	芳ノ口	建物	五九番四		
気仙沼市	芳ノ口	建物	九二番一の二		
気仙沼市	本町	建物	一八九番		
気仙沼市	本町一丁目	建物	二一番二		
気仙沼市	本町一丁目	建物	四八番三		
気仙沼市	本町一丁目	建物	一三八番		
気仙沼市	本町一丁目	建物	一七四番		
気仙沼市	本町二丁目	建物	七八番		
気仙沼市	本町二丁目	建物	一六一番一の四		
気仙沼市	本町二丁目	建物	六〇番四		
気仙沼市	本町沖	建物	一二五番		
気仙沼市	松崎浦田	建物	九番		
気仙沼市	松崎浦田	建物	二五番		
気仙沼市	松崎浦田	建物	二八番		
気仙沼市	松崎浦田	建物	一五二番		
気仙沼市	松崎浦田	建物	一五四番		
気仙沼市	松崎浦田	建物	一七四番		
気仙沼市	松崎浦田	建物	一一六番三		
気仙沼市	松崎浦田	建物	一一七番二		
気仙沼市	松崎浦田	建物	一六八番二の二		
気仙沼市	松崎浦田	建物	一七六番三		
気仙沼市	松崎浦田	建物	三九番二三		
気仙沼市	松崎萱	建物	七八番二		
気仙沼市	松崎五駄鰐	建物	二番		
気仙沼市	松崎五駄鰐	建物	一三九番		
気仙沼市	松崎五駄鰐	建物	一四六番一の二		
気仙沼市	松崎五駄鰐	建物	一八六番二		
気仙沼市	松崎中瀬	建物	一八一番		
気仙沼市	松崎中瀬	建物	六三番二		
気仙沼市	松崎鶴巻	建物	三五番二		
気仙沼市	松崎猫渕	建物	一九番二		
気仙沼市	松崎片浜	建物	一一一番一		
気仙沼市	松崎片浜	建物	一五七番二		
気仙沼市	松崎片浜	建物	一一一番二		
気仙沼市	松崎面瀬	建物	四八番二		
気仙沼市	波路上原	建物	一番四		
気仙沼市	波路上向原	建物	五二番四		
気仙沼市	波路上杉ノ下	建物	一六四番四		
気仙沼市	波路上瀬向	建物	九番一の五		
気仙沼市	波路上牧	建物	三四番二		
気仙沼市	波路上牧	建物	五六番二		

○文化庁告示第十九号

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第四項第一号ヌの規定により、次の表に掲げるとおり指定区域を指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十四年三月九日

文化庁長官　近藤　誠一

種別	名称	指定区域
名勝	躑躅ヶ岡（ツツジ）	群馬県館林市の一部（別図のとおり）
		館林市教育委員会

備考　別図は省略し、当該指定区域において許可等の事務を行う教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）